

発議第 2 号

豊後大野市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、豊後大野市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 24 日提出

豊後大野市議会議長 小野 泰 秀 様

提出者 豊後大野市議会運営委員会  
委員長 生野 照 雄

提案理由

豊後大野市行政組織の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正等に伴い、本条例の一部改正の必要があるため

## 豊後大野市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会委員会条例(平成 17 年豊後大野市条例第 269 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「税務課」の次に「、地域創生課」を加える。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。